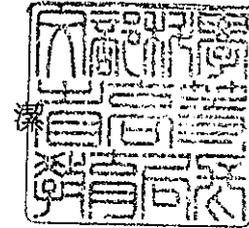




18文科高第274号
平成18年8月1日

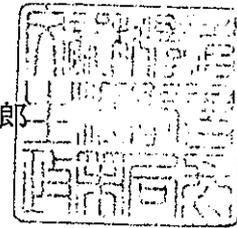
各国公立大学長
独立行政法人大学入試センター理事長
各都道府県知事
各都道府県教育委員会
殿

文部科学省高等教育局長
清水



(印影印刷)

文部科学省生涯学習政策局長
田中 壮一郎



(印影印刷)

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する
実施要項等の改正について（通知）

このたび、「大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項」及び「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」（平成17年9月9日付け文科高第439号「学校教育法施行規則の一部改正等の施行について」別紙1及び別紙2）を別紙1及び別紙2のとおり改正し、平成18年8月1日から適用することといたしました。

今回の改正は、これまでの実施要項の運用の在り方を見直し、初めて課程の修了者が出る年度（以下「完成年度」という。）以後に限って課程の申請ができることとしていたのを開設年度から申請ができることとし、これに伴い、指定を受けた課程については、完成年度までの間、毎年度、文部科学大臣に当該課程の状況について通知することとするものです。

都道府県知事等におかれましては、十分御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

【別紙 1】

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第3号の規定に基づく専修学校の高等課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学入学資格に係る専修学校高等課程の指定は、大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学への入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第137号)に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。

<1>修業年限が3年以上であること

<2>課程の修了に必要な総授業時数が2,590時間以上であること

なお、各課程においては、以下の点にも十分に留意すること。

中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、基本的な普通教育に配慮しつつ、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とした教育を行うものと認められる専修学校高等課程であること。

卒業に必要な普通科目についての総授業時数は、420時間以上であること。ただし、105時間までは、教養科目で代替することができること。

普通科目とは、高等学校学習指導要領に示す「国語」、「地理歴史」、「公民」、「数学」、「理科」又は「外国語」の各教科の目標に即した内容を有する科目とすること。

教養科目とは、専門科目又は に掲げる普通科目以外の科目で一般的な教養の向上又は心身の発達を図ることを目的とした内容を有する科目とし、例えば、芸術(美術、音楽、書道、茶華道など)、保健・体育、家庭、礼儀・作法などがこれに該当すること。

に掲げる普通科目を担当する教員の相当数が、高等学校の普通免許状を所有していることが望ましいこと。

4. 手続

文部科学大臣は、上記3の基準を満たすと認めた課程を指定し、官報で告示する。課程の名称又は位置に変更があったときも、同様とする。

文部科学大臣は、指定を行った専修学校高等課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。

文部科学大臣は、指定を行った専修学校高等課程が上記3の指定基準に適合しなくなったと認めるときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。

上記の文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。

上記の文部科学大臣の告示の実施に資するため、高等課程を設置する専修学校は、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該高等課程が上記3の基準を満たすと考えられる旨(別記様式1)、当該専修学校の高等課程の「設置の目的」、「設置者」、「学校、課程又は学科の名称」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」が変更された旨(別記様式2)、当該専修学校の高等課程が廃止された旨(別記様式3)、当該専修学校の高等課程が上記3の基準に適合しなくなったと考えられる旨(別記様式4)の通知を行うものとする。

また、指定を受けた高等課程を設置する専修学校は、初めて当該課程の修了者が出る年度(以下「完成年度」という。)までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該専修学校の高等課程の状況について(別記様式5)通知を行うものとする(指定を受けた年度が完成年度以後である場合は不要とする)。

5. 適用時期

文部科学大臣は、指定を受けた課程において3の指定基準を満たす教育を受けた者が指定日以後最初に当該課程を修了することとなる年度の3月1日を、学校教育法第69条第3号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めるものとする。

6. 附則

この実施要項は、平成18年8月1日から施行する。

この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。

平成18年度における文部科学大臣あての通知については、上記4に関わらず、平成18年9月15日までに行うものとする。

(様式1)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程
に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の高等課程については、修了者に大学入学資格が認められる課程であると考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
該当する課程の状況						
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼, 夜別)	課程の修了に必要な総授業時数	成績評価の方法	生徒総定員	実員
(記入例) 高等課程	学科	3年(昼)	時間		人	人
備 考						

2. 該当する課程の状況

課程名	学科名	生徒の定員(左欄)と実員(右欄)							
		1年		2年		3年		4年	
高等課程	学科								
学科の設置年月日	完成年度								
平成 年 月 日	平成 年度	人	人	人	人	人	人	人	人
施設の状況	全校舎面積(うち高等課程校舎面積)				全校地面積				
定時制・通信制高等学校との技能連携		有(高等学校) ・ 無							
教員組織について		普通科目(うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者)				その他の科目		合計	
	専任教員数	()							
	兼任教員数	()							
今後の事業計画									
(教職員の資質向上)									
(教育課程の充実)									
(その他)									

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入すること。
2. 1学科の中に昼間部と夜間部が設けられ、又は修業年限の別がある場合には、それぞれを別の学科として取り扱い記入すること。
3. 「生徒総定員」及び「実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の生徒総定員及び実員を記入すること。
4. 「完成年度」については、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度又は出た年度について記入すること。
5. 「専任教員数」及び「兼任教員数」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
6. 「うち担任教科の高等学校教員免許状を有する者」には、担当している普通科目の教科の一部について高等学校教員免許状を有する者を含むこと。
7. 「施設の状況」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の面積を記入すること。専門課程等との共通部分については、生徒の定員で按分して高等課程の校舎面積を算出すること。
8. 「今後の事業計画」については、教職員の資質向上(研修の具体的計画等)、教育課程の充実(教育上の数量的・具体的な到達目標、実習の具体的計画、どのような人材を養成するのか等)などについて、具体的に記述すること。

(添付書類)

- ・学則を一部添付すること。

(備考)

- ・用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。(様式 2、3、4、5 についても同じ。)

(様式2)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
名称変更に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり名称変更がありましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
名 称	旧	(告示年月日)	新
変 更 時 期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

【備考】「名称」のほか、「設置の目的」、「設置者」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」の変更があった場合には、以下の様式で通知をよろしくお願いいたします。

該当する課程名・学科名 (修業年限・昼夜の別)				
変更事項及び 変更理由				
変更内容	旧		新	
変更時期				

(様式3)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
廃止に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり
廃止されましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
廃止された課程名	(記入例) 高等課程 学科(昼) (告示年月日)		
廃止時期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

(様式4)

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程の
基準の不適合に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程について、下記のとおり
基準に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
課 程 名	(記入例) 高等課程 学科(昼) (告示年月日)		
内 容	(記入例) 年度から修業年限が3年から2年に変更されたため。		
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程
の状況について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

平成 年 月 日付けで告示(文部科学省告示第 号)された課程の状況は下記のとおりですので、
その旨、通知します。

記

1. 学校名・課程名・学科名等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)

課程名	学科名	
告示年月日	告示番号	名称変更の告示の有無

学科の設置年月日	年 月 日	完成年度	年度
----------	-------	------	----

2. 通知の状況

	告示の年度	次年度	次々年度	次々々年度
年 度	年度	年度	年度	年度
通知の提出 有・無	-			

3. 大学入学資格の基準に係る事項の変更の有無及び現状

	変更の有無	現在の状況	変更前の状況
修業年限	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
総授業時数	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

4. その他

生徒の定員（左欄）・実員（右欄）							
1年		2年		3年		4年	
人	人	人	人	人	人	人	人
専任教員・兼任教員							
専任教員				兼任教員			
人				人			
事業計画の進捗状況							
(教職員の資質向上) (教育課程の充実) (その他)							

(留意事項)

- 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、修了者に大学入学資格が認められる専修学校の高等課程として官報で告示されているものとの相違がないよう留意の上記入すること。(なお、「学校名」、「課程名」、「学科名」の名称を変更した場合には、名称変更として別記様式2により6月30日までに文部科学大臣宛に通知すること。名称変更の告示を受けた場合には、名称変更後の「学校名」、「課程名」、「学科名」、名称変更時の「告示年月日」、「告示番号」を記入すること。また、「名称変更の告示の有無」に名称変更の告示を受けた旨記入すること。)
- 「完成年度」については、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度について記入すること。

別記

3. 「変更の有無」については、前回の通知（告示の次年度については告示の時）からの変更の有無について記入すること。変更が有る場合には、「現在の状況」欄に変更後の状況を記入し、「変更前の状況」欄に前回の通知（告示の次年度については告示の時）における状況を記入すること。変更がない場合は「現在の状況」欄のみ記入し、「変更前の状況」欄には記入しないこと。
4. 大学入学資格の基準に係る事項の変更の結果、平成17年文部科学省告示第137号に定める基準を満たさなくなった場合には、不適合として別記様式4により6月30日までに文部科学大臣宛に通知すること。
5. 「生徒の定員・実員」については、通知を行う年度（本年度）の5月1日現在における当該課程の生徒の定員及び実員を記入すること。
6. 「専任教員・兼任教員」については、通知を行う年度（本年度）の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「事業計画の進捗状況」については、申請時の別記様式1「今後の事業計画」において記載した内容に関する進捗状況を具体的に記入すること。

（添付書類）

- ・学則を1部添付すること。

【別紙 2】

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

1. 趣旨

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

3. 指定の基準

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」(平成17年文部科学省告示第138号)に掲げるとおりであるが、念のため以下に再掲する。

<1>修業年限が4年以上であること

<2>課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること

<3>体系的に教育課程が編成されていること

<4>試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること

4. 手続

文部科学大臣は、上記3の基準を満たすと認めた課程を指定し、官報で告示する。課程の名称又は位置に変更があったときも、同様とする。

文部科学大臣は、指定を行った専修学校専門課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。

文部科学大臣は、指定を行った専修学校専門課程が上記3の指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。

上記の文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として11月に行うものとする。

上記の文部科学大臣の告示の実施に資するため、専門課程を設置する専修学校は、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、当該専門課程が上記3の基準を満たすと考えられる旨(別記様式6)、当該専修学校の専門課程の「設置の目的」、「設置者」、「学校、課程又は学科の名称」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」が変更された旨(別記様式7)、当該専修学校の専門課程が廃止された旨(別記様式8)、当該専修学校の専門課程が上記3の基準に適合しなくなったと考えられる旨(別記様式9)

の通知を行うものとする。

また、指定を受けた専門課程を設置する専修学校は、初めて当該課程の修了者が出る年度（以下「完成年度」という。）までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該専修学校の専門課程の状況について（別記様式10）通知を行うものとする（指定を受けた年度が完成年度以後である場合は不要とする）。

5．適用時期

文部科学大臣は、指定を受けた課程において3の指定基準を満たす教育を受けた者が指定日以後最初に当該課程を修了することとなる年度の3月1日を、学校教育法第70条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めるものとする。

6．留意事項

別記様式6から10までにおいて記載すべき事項は、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項（平成18年8月1日生涯学習政策局長通知別紙2）における別紙様式6から10までにおいて記載すべき事項と概ね同一となっている。したがって、別記様式6から10までにより通知を行うに当たっては、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」中の別紙様式6から10までの記載内容と異ならないように留意すること。

7．附則

この実施要項は、平成18年8月1日から施行する。

この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。

平成18年度における文部科学大臣あての通知については、上記4 に関わらず、平成18年9月15日までに行うものとする。

(様式6)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程
に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

下記の専修学校の専門課程については、修了者に大学院入学資格等が認められる課程である
と考えられますので、その旨、通知します。

記

1. 専修学校及び課程の状況等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地			
			〒 (電話)			
該当する課程の状況						
課 程 名	学 科 名	修業年限 (昼,夜別)	課程の修了に必要な総授業時数	成績評価 の方法	生徒総 定員	実員
(記入例) 専門課程	学科	4年(昼)	時間		人	人
備 考						

2. 教育課程及び授業日時数の状況(様式自由)

3. 該当する課程の状況

課程名		学科名		生徒の定員(左欄)と実員(右欄)							
専門課程		学科		1年		2年		3年		4年	
学科の設置年月日		完成年度									
平成	年	月	日	平成	年度	人	人	人	人	人	人
教員組織について	専任教員数	人		施設の状況				全校舎面積(うち専門課程校舎面積)		全校地面積	
	兼任教員数	人									
今後の事業計画											
(教職員の資質向上)											
(教育課程の充実)											
(その他)											

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、設置認可を受け、又は届出を行っている名称を記入すること。
2. 1学科の中に昼間部と夜間部が設けられ、又は修業年限の別がある場合には、それぞれを別の学科として取り扱い記入すること。
3. 「生徒総定員」及び「実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の生徒総定員及び実員を記入すること。
4. 「2. 教育課程及び授業日時数の状況」には、学校教育法施行規則第4条第1項第3号(同施行規則第77条の9により専修学校の場合に準用)により、学則において記載しなければならないとされている事項と同一の内容を記入すること。この場合、各専修学校の定める様式によること。
5. 「完成年度」については、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度又は出た年度について記入すること。
6. 「専任教員数」及び「兼任教員数」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「施設の状況」は、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の面積を記入すること。高等課程等との共通部分については、生徒の定員で按分して専門課程の校舎面積を算出すること。
8. 「今後の事業計画」については、教職員の資質向上(研修の具体的計画等)、教育課程の充実(教育上の数量的・具体的な到達目標、実習の具体的計画、どのような人材を養成するのか等)などについて、具体的に記述すること。

(添付書類)

- ・学則を一部添付すること。

(備考)

- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。(様式7、8、9、10についても同じ。)

(様式7)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
名称変更に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり名称変更
がありましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
名 称	旧	(告示年月日)	新
変 更 時 期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

【備考】「名称」のほか、「設置の目的」、「設置者」、「位置」、「修業年限」、「卒業に必要な総授業時数」の変更があった場合には、以下の様式で通知をよろしくお願いいたします。

該当する課程名・学科名 (修業年限・昼夜の別)				
変更事項及び 変更理由				
変更内容	旧		新	
変更時期				

(様式8)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
廃止に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり
廃止されましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
廃止された課程名	(記入例) 専門課程 学科(昼) (告示年月日)		
廃止時期			
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

(様式9)

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程の
基準の不適合に関する通知について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程について、下記のとおり
基準に適合しなくなりましたので、その旨、通知します。

記

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)
課 程 名	(記入例) 専門課程 学科(昼) (告示年月日)		
内 容	(記入例) 年度から修業年限が4年から3年に変更されたため。		
備 考			

(留意事項) 学則を1部添付すること。

修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程
の状況について

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

平成 年 月 日付けで告示(文部科学省告示第 号)された課程の状況は下記のとおりですので、
その旨、通知します。

記

1. 学校名・課程名・学科名等

学 校 名	設置認可年月日	校 長 名	所 在 地
			〒 (電話)
設 置 者 名	設立認可年月日	代 表 者 名	所 在 地
			〒 (電話)

課程名	学科名	
告示年月日	告示番号	名称変更の告示の有無

学科の設置年月日	年 月 日	完成年度	年度
----------	-------	------	----

2. 通知の状況

	告示の年度	次年度	次々年度	次々々年度
年 度	年度	年度	年度	年度
通知の提出 有・無	-			

3. 大学院入学資格等の基準に係る事項の変更の有無及び現状

	変更の有無	現在の状況	変更前の状況
修業年限	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
総授業時数	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
体系的な教育課程の編成	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
成績評価に基づく課程の修了認定	有 無 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

4. その他

生徒の定員（左欄）・実員（右欄）							
1年		2年		3年		4年	
人	人	人	人	人	人	人	人
専任教員・兼任教員							
専任教員				兼任教員			
人				人			
事業計画の進捗状況							
（教職員の資質向上）							
（教育課程の充実）							
（その他）							

(留意事項)

1. 「学校名」、「課程名」及び「学科名」については、修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校の専門課程として官報で告示されているものとの相違がないよう留意の上記入すること。(なお、「学校名」、「課程名」、「学科名」の名称を変更した場合には、名称変更として別記様式7により8月31日までに文部科学大臣宛に通知すること。名称変更の告示を受けた場合には、名称変更後の「学校名」、「課程名」、「学科名」、名称変更時の「告示年月日」、「告示番号」を記入すること。また、「名称変更の告示の有無」に名称変更の告示を受けた旨記入すること。)
2. 「完成年度」については、初めて当該課程の修了者が出る見込みの年度について記入すること。
3. 「変更の有無」については、前回の通知(告示の次年度については告示の時)からの変更の有無について記入すること。変更が有る場合には、「現在の状況」欄に変更後の状況を記入し、「変更前の状況」欄に前回の通知(告示の次年度については告示の時)における状況を記入すること。変更がない場合は「現在の状況」欄のみ記入し、「変更前の状況」欄には記入しないこと。
4. 大学院入学資格等の基準に係る事項の変更の結果、平成17年文部科学省告示第138号に定める基準を満たさなくなった場合には、不適合として別記様式9により8月31日までに文部科学大臣宛に通知すること。
5. 「生徒の定員・実員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在における当該学科の生徒の定員及び実員を記入すること。
6. 「専任教員・兼任教員」については、通知を行う年度(本年度)の5月1日現在の、専修学校設置基準に該当する課程全体の教員数を記入すること。
7. 「事業計画の進捗状況」については、申請時の別記様式6「今後の事業計画」において記載した内容に関する進捗状況を具体的に記入すること。

(添付資料)

1. 「体系的な教育課程の編成」に係る変更があった場合、学則等の新旧の比較対照表を添付すること。
2. 学則を1部添付すること。